第四款　国境措置に係る権利行使

第十四・五十七条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、輸入され、又は輸出される物品（注1）に関し、権利者が商標、著作権及び関連する権利、地理的表示（注2）、特許、実用新案、意匠並びに植物の品種に関する権利の侵害の疑いのある物品（以下この条において「侵害の疑いのある物品」という。）の解放を停止し、又はこれを留置するよう自国の税関当局に対して求める申立てを提出することができる手続を自国の関税領域において採用し、又は維持する。

注1　この条の規定の適用上、英国については、「輸入され、又は輸出される物品」とは、税関管理の下にある物品であって、関税領域に持ち込まれ、関税領域から持ち出され、関税領域に一時蔵置され、税関手続の下に置かれ、又は再輸出されるものをいう。

注2　日本国は、地理的表示に関し、自国の法令に従い、適当な権限のある当局による行政上の措置であって、侵害の疑いのある物品の国内市場への解放を防止するためのものを定めることにより、この条に定める義務を履行することができる。

2　各締約国は、1に規定する申立てが認められ、又は記録された場合に当該申立てを自国の税関当局が管理する電子的なシステムを設ける。

3　各締約国の税関当局は、1に規定する申立ての提出から合理的な期間内に、当該申立てを認め、又は記録することを決定する。

4　各締約国は、1に規定する申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。

5　各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する。（注）

注　この5の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる。この場合において、

(a)　「保税運送」とは、物品を一の税関官署から他の税関官署まで税関管理の下に運送する税関手続をいう。

(b)　「積替え」とは、輸入及び輸出の双方を扱う一の税関官署の区域内で、税関管理の下に輸入の運送手段から輸出の運送手段に物品を移し替える税関手続をいう。

6　第四・九条の規定は、この条に規定する侵害の疑いのある物品の検出を対象とする。

7　締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が権利者に対し、解放が停止され、又は留置された物品に関する情報（当該物品に関する記述及び数量並びに判明している場合には、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該物品の原産国を含む。）を提供する権限を与えることができる。

8　締約国は、1及び5に定める手続の開始の後合理的な期間内に、侵害の疑いのある物品が侵害しているかどうかを自国の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持することができる。この場合において、当該権限のある当局は、物品が侵害しているとの認定を行った後その廃棄を命ずる権限を有する。締約国は、関係する者が廃棄に同意するか又は反対しない場合には、侵害について正式な認定を必要とすることなく侵害の疑いのある物品の廃棄を可能とする手続を定めることができる。

9　1及び5の規定に基づいて解放を停止し、又は留置した物品について、締約国が権利者に対し当該物品の保管又は廃棄に実際に要した費用の負担を要求する場合には、当該費用については、当該物品の保管又は廃棄のために提供された役務に応じたものとする。

10　権利者によって又はその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入については、この条の規定を適用する義務は生じない。締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる。

11　第四・三条4に規定する協議は、この条の規定に基づく各締約国の税関当局による国境措置についても取り扱う。

12　両締約国の税関当局は、この款の規定の対象となる知的財産の侵害に対する国境措置について協力することができる。

13　第十四・六十一条に規定する知的財産に関する専門委員会の責任に影響を及ぼすことなく、第四・十四条に規定する原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会は、次の事項についての協力の可能性について検討することができる。

(a)　侵害物品又は侵害の疑いのある物品の押収に関する一般的な情報の交換

(b)　次の情報に関して共通の関心を有する特定の項目に関する対話の実施

(i)　侵害の疑いのある物品の検出における危険度に応じた管理手法の制度の利用に関する一般的な情報

(ii)　侵害物品への対策におけるリスク分析に関する一般的な情報

第五款　刑事上の制裁に係る権利行使

第十四・五十八条　刑事上の手続及び刑罰

1　各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模（注）で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。

注　この款の規定の適用上、商業的規模で行われる行為には、少なくとも商業上の利益又は金銭上の利得を得るための商業活動として行われる行為を含む。

2　各締約国は、故意により商業的規模で行われる不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。（注）

注　両締約国は、各締約国が商業的規模で行われる不正商標商品又は著作権侵害物品の頒布又は販売を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、この2の規定に基づく自国の義務を履行することができることを了解する。

3　各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の輸入（注1）及び国内における使用であって、故意により及び商業上かつ商業的規模で行われるものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。（注2）

注1　締約国は、ラベル又は包装の輸入に関する自国の義務を頒布に関する措置を通じて履行することができる。

注2　締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この3の規定に基づく自国の義務を履行することができる。

(a)　自国の領域において登録されている商標と同一であるか又は識別することができない商標が、許諾なしに当該ラベル又は包装に付されていること。

(b)　その自国の領域において登録されている商標についての物品と同一の物品について商業上使用するためのものであること。

4　各締約国は、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製（注）であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものに対処すること及び当該損害を抑止することの必要性を認めて、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置（刑事上の手続及び刑罰に限定することを要しない。）を採用し、又は維持する。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「複製（copying）」の用語を「複製（reproduction）」と同一の意義を有するものとして取り扱うことができる。

5　各締約国は、この条の規定により刑事上の手続及び刑罰を定めることを要求される犯罪について、幇助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。

6　各締約国は、1から5までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。

(a)　締約国の司法当局その他の権限のある当局が、不正商標商品又は著作権侵害物品であるとの疑いがある物、申し立てられた犯罪のために使用された関連する材料及び道具、申し立てられた犯罪に関連する証拠書類並びに申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の差押えを命ずる権限を有すること。締約国は、差押えの対象となる物件の特定をこの(a)に規定する司法上の命令を発するための前提とする場合には、差押えを目的として当該物件を特定するために必要である以上に詳細に当該物件について説明することを要求してはならない。

(b)　締約国の司法当局が、自国の法令に従い、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の没収を命ずる権限を有すること。